

# 新居浜市ものづくり産業振興センター施設使用に関する遵守事項

(一社) 新居浜ものづくり人材育成協会

1. 開館日 原則：月曜日から金曜日  
(祝日、お盆、地方祭、年末年始及びセンターが指定する日を除く)
2. 利用時間 午前9時～午後5時
3. 使用料金 料金表による占有時間料金（時間単位）とします。  
占有時間が1時間未満の場合は1時間とみなします。  
別途、消費税がかかります。
4. 使用の制限条項 当センターを使用しての営業、販売活動および新居浜ものづくり  
(禁止事項) 人材育成協会が不適と判断した行事はお断りすることがあります。
5. 駐車場 駐車場は15台分使用できます。それ以上必要な場合は要調整  
となりますのでご相談下さい。
6. 注意事項
  - 1) 全館禁煙です。  
喫煙は、屋外指定場所にてお願い致します。（実習棟西）
  - 2) 会議室・講義室は、飲み物の持ち込みは可ですが食事は出来ません。  
食事は、実習棟見学室を利用下さい。
  - 3) 避難が必要な事態が発生したときは、協会事務局の指示に従ってください。
  - 4) 使用料金は、実際の占有時間（準備から後片付けまで）により計算するため、  
開始および終了時には必ず事務所にお立ち寄り下さい。
  - 5) 利用者側の責任において施設・設備に損害が発生した場合には、賠償を求めます。
  - 6) 使用時間は厳守してください。
  - 7) センターの施設、機器等の使用を終えたときは、直ちに当該施設、機器等を現状に  
回復する（整理・整頓・清掃）とともに、その旨を協会事務局にお知らせください。